

建設リサイクル法対象建設工事について

建設リサイクル法は、「建設工事における資材の再資源化等に関する法律」が正式な法令名であり、特定建設資材の分別解体と再資源化を促進し、資源の有効利用と廃棄物の適正処理を図ることを目的として制定されたものであります。この法令により、特定建設資材を用いた一定規模以上の工事においては、受注者が発注者に対し、分別解体等の計画等について説明をすることや、発注者が受注者とかわす契約書面において、分別解体等を明記する必要があります。つきましては、福島市が発注する建設リサイクル法対象工事について下記のとおり、執り行うこととします。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象建設工事については下記により、契約等の必要書類を提出してください。

(1) 対象となる建設工事について

特定建設資材を用いた工事で下記のいずれかに該当する工事です。

特定建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、
アスファルト・コンクリート

対象建設工事の種類		規模の基準	
建築物	解体工事	延床面積	80㎡以上
	新築・増築工事	延床面積	500㎡以上
	修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負金額	1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）		請負金額	500万円以上

※特記仕様書等で対象建設工事であることを明示します。

(2) 建設リサイクル法に基づく書類の作成について

工事請負契約の締結前に、分別解体等の計画について書面を交付し説明することが建設リサイクル法により義務付けられています。落札後、下記の書面を作成してください。

- ① 建設リサイクル法第12条に基づく説明書
- ② 別表「分別解体の計画等」
- ③ 建設リサイクル法第13条に基づく書面（2枚）

書式は福島市ウェブサイトからダウンロードしてください。

しごと・産業⇒入札・契約情報⇒届出用紙等

- ②及び③は工事内容別に種類があるので該当するものを使用してください。

(3) 工事担当課による書類確認及び契約書の作成について

作成後、法第12条説明書及び別表と第13条書面を工事担当課監督員に速やかに提出してください。提出された書類の確認後、監督員より連絡がありますので、書類を受領してください。

監督員から返却された第13条書面と同じ内容の手元にある13条書面を契約書の最後に綴り、割印を押してください。（2部とも）

(4) 契約書及び提出

契約日までに契約検査課へ契約書類を提出してください。

- ① 法第12条説明書及び別表（工事担当課へ提出したものと同一もの）
- ② 返却された法第13条書面を綴った契約書（割り印押してください）
- ③ その他の必要書類

記載例

建設リサイクル法12条説明書

令和 年 月 日

福島市長 様

所在地
商号又は名称
代表者名

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等について別添資料のとおり説明します。

記

1. 対象工事

契約番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号
工事名 〇〇〇〇道路改良工事
工事場所 福島市〇〇町〇〇ー〇〇

2. 説明内容 添付資料のとおり

3. 添付資料

- ☐別表1(建築物に係る解体工事)
☐別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))
☒別表3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

分別解体等の計画等

建築物の構造		☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☒ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 <u> </u> m その他(<u>住宅密集地</u>)		
建築物に関する調査の結果及び工事着前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他()	隣地使用の承諾済 道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 <u> </u> m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(<u>大型車通行不可</u>)	交通整理員の常駐 2トントラックで搬出	
	残存物品	☒ 有 (<u>エアコン</u>) ☐ 無	工事施工までに搬出する	
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☒ 無		
	他法令関係	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) ☒ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☒ 無) ☐ 無	石綿含有整形板有 関係法令の届出済 石綿作業主任者を選任済	
	フロン(フロン排出抑制法)	☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☒ 無		
その他				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
☒ 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☒ 不可 不可の場合の理由(<u>建築物の構造上、取り外しができないため</u>)		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		☒ コンクリート塊	25 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤
		☐ アスファルト・コンク	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
	☒ 建設発生木材	10 トン	☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

記載例※新築の場合

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		☒ コンクリート ☒ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☒ 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☒ その他(幼稚園) 敷地境界との最短距離 約 <u>2</u> m その他(幹線道路(国道)沿い、交通量多い)			
建築物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所		道路使用許可を取得		
	作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他()				
	搬出経路		敷鉄板設置により工事用道路の確保 交通整理員の常駐		
	障害物 ☒ 有(未舗装) ☐ 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(大型車通行可能)				
	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)				
他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有 () ☐ 無 ☐ 有 特定建設資材への付着(☐ 有 ☐ 無) ☐ 無 ☐ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) ☐ 無			
	フロン(フロン排出抑制法)				
その他		無し			
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	①造成等		造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無		
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無		
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☒ 無		
	④屋根		屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無		
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☒ 無		
⑥その他 (仮設)		その他の工事 ☒ 有 ☐ 無			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分
			☒ コンクリート塊	20 トン	☐ ① ☒ ② ☒ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☐ ⑥
			☒ アスファルト・コンクリート塊	2 トン	☒ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☒ ⑥
			☒ 建設発生木材	10 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☒ ⑤ ☒ ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考					

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		□鉄筋コンクリート造 □その他()			
工事の種類		☑新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 ☑その他(○○施設設置工事)			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☑コンクリート ☑コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☑アスファルト・コンクリート □木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☑住宅 □商業施設 ☑学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約 3 m その他(幹線道路(県道)上での工事、交通量多い)			
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所		作業場所 ☑十分 □不十分 その他(現道上における工事) 道路使用許可済		
	搬出経路		障害物 □有() □無 前面道路の幅員 約____m 通学路 □有 □無 その他() 交通整理員の常駐を計画		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)		□有() □無		
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	□有 特定建設資材への付着(□有 □無) □無		
	その他		無し 沿道住民に工事内容を広報・周知する		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設		仮設工事 ☑有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	②土工		土工 ☑有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎		基礎工事 ☑有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造		本体構造の工事 ☑有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 □有 ☑無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
⑥その他 ()		その他の工事 □有 ☑無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン			
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び 特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			☑コンクリート塊	10 トン	□① ☑② □③ □④ □⑤ □⑥
			☑アスファルト・コンクリート塊	230 トン	□① ☑② □③ □④ □⑤ □⑥
			□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建設リサイクル法第13条に基づく書面

契約番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号

工 事 名 〇〇〇〇施設解体工事

1 分別解体等の方法（工程ごとの作業内容及び解体方法）

※□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。該当がない場合は記載の必要がない。

工程	作業内容	分別解体等の方法
① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☒ 有 ☐ 無し	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☒ 有 ☐ 無し	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (腐朽)
③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☒ 有 ☐ 無し	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☒ 有 ☐ 無し	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
⑤ その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費） ￥〇〇〇〇〇〇 円（税抜き）

※分別解体及び積込みに要する費用（仮設費、運搬費及び仮置き費用は含まない）

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	〇〇興業(株)	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇
建設発生木材	日本〇〇(株)	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇
建設発生木材	〇〇ボード(株)	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） ￥〇〇〇〇〇〇 円（税抜き）

※運搬費を含む

記載例

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

建設リサイクル法第13条に基づく書面

契約番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号

工 事 名 〇〇〇〇施設新築工事

1 分別解体等の方法（工程ごとの作業内容及び解体方法）

※□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。該当がない場合は記載の必要がない。

工程	作業内容	分別解体等の方法
① 造成等	造成等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③ 上部構造部分・外装材	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④ 屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥ その他 (仮 設)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費）

なし 円（税抜き）

※分別解体及び積込みに要する費用（仮設費、運搬費及び仮置き費用は含まない）

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	〇〇興業(株)	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇
アスファルト・コンクリート塊	〇〇建材(株)	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇
建設発生木材	日本〇〇(株)	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇
建設発生木材	〇〇ボード(株)	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇

4 再資源化等に要する費用（直接工事費）

¥〇〇〇〇〇〇 円（税抜き）

※運搬費を含む

記載例

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

建設リサイクル法第13条に基づく書面

契約番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号

工 事 名 〇〇〇〇道路改良工事

1 分別解体等の方法（工程ごとの作業内容及び解体方法）

※□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。該当がない場合は記載の必要がない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費）

なし 円（税抜き）

※分別解体及び積み込みに要する費用（仮設費、運搬費及び仮置き費用は含まない）

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	(株)〇〇産業	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇
コンクリート塊	(株)〇〇工業	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇
アスファルト・コンクリート塊	〇〇興業(株)	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇
アスファルト・コンクリート塊	△△△△(株)	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇
建設発生木材	〇〇チップ工場	福島県福島市〇〇町〇〇-〇〇

4 再資源化等に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

※運搬費を含む